

日本赤十字九州国際看護大学/Japanese Red

Cross Kyushu International College of

Nursing

フォレンジック看護実践における倫理的判断の枠組み：4つの範囲

メタデータ	言語: ja 出版者: 九州医学哲学・倫理学会 公開日: 2021-11-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柳井, 圭子 メールアドレス: 所属:
URL	https://jrckicn.repo.nii.ac.jp/records/807

フォレンジック看護実践における倫理的判断の枠組み

4つの範囲

Framework for ethical decision making Forensic Nursing Practice

Four scope to ethical decision

柳井 圭子

YANAI Keiko

日本赤十字九州国際看護大学

Japanese Red Cross Kyushu International College of Nursing

Abstract:

Forensic nursing practice adds the medico-legal perspective to the competencies acquired through nursing education. To deliver care to patients who have suffered mental abuse and to advocate for the rights of patients and clients, forensic nurses need to have the skills and competencies to cope with legal and ethical problems.

Using data from an interview with Dr. Virginia Lynch, this paper examines the four principles of bioethics (autonomy, justice, beneficence, and nonmaleficence) in light of the four scopes of ethics for forensic nursing practice proposed by the International Association of Forensic Nursing: Fidelity to patients and clients, responsibility to the public, obligation to science, dedication to colleagues.

Recognition of the discipline of forensic nursing has just started in Japan, thus forensic nursing practice is still very limited. Consideration of a framework for ethical decision making is of capital importance for the development of forensic nursing practice.

Key Word: フォレンジック看護師 (Forensic nurse)、忠実性 (Fidelity)、市民に対する義務 (obligation to citizen)、科学に対する義務 (obligation to science)、同僚への献身 (dedication to colleagues)

1. はじめに

フォレンジック看護（法看護／司法看護）とは、1990年代に北米で発展した法的諸問題に直面した被害者及び加害者を対象とする看護である。具体的には、矯正施設に収容されている者、性的暴行・暴力被害を受けた者（特に親密な関係者による）、暴力・虐待被害者、事故や事件の当事者・関係者そし

て死者等を対象とし、被害状況・状態を適切に判断できるアセスメント能力、適切なものへの迅速な報告対応、また捜査や裁判において証拠となり得るものの採取・保存／保管等法的対応を考慮した看護ケアである。被害状況のフラッシュバックによる二次的傷害等被害拡大を起こさない対応といった高度な専門的知見と技術を必要とするフォレンジック看護実践家（フォレンジック・ナースであり、本稿では

フォレンジック看護実践を行う看護職者を総称して以下、「フォレンジック看護師」とする。)は、現状の看護教育に求められる能力に加え、法医学的視点を有し、精神的アブユースへのケア技術、対象者の権利擁護において法的・倫理的諸問題に対応できる能力が求められる。

また、このようなフォレンジック看護実践は、司法関係と協働する体制を整えていかなければならない。そのためフォレンジック看護師は、実践の場で司法関係者の倫理的行動をとるよう求められることがあり、看護者としての倫理観との差異に戸惑うこともあるという。例えば、看護師は、子どもや高齢者に対する虐待防止のために早期発見義務が課せられている。看護師は対象者に暴力・虐待被害が生じているとの懸念を感じれば、関係当局に通告しなければならないが、暴力・虐待事実の確証の持てない状況では、また対象者が否認や黙秘をする状況では、対象者の信頼を裏切ることをおそれ、報告を躊躇することがある。看護実践の過程で虐待を加えている者を特定しうる情報を取得しえたとしても、治療ケアに直接関係しない対象者の私的領域に関わる患者情報を捜査情報として提供するには、守秘との調整を考慮した適切な判断を迫られる。フォレンジック看護の役割は、看護における法のスペシャリストであり、法科学や刑事裁判における看護スペシャリストではない。フォレンジック看護師は、何よりもまず看護を行うことである¹⁾。そのためには、フォレンジック看護師として、看護者としての倫理行動指針に則って行動することに加え法的事象に関わる者としての倫理的行動を取らなければならない。このようなことから、IFAN (International Association of Forensic Nursing 国際フォレンジック看護学会)は、フォレンジック看護実践のための倫理的考え方 (Vision) を示している (表1)²⁾。

本稿では、看護者と含む医療者としての倫理的指針の基盤となる自律・正義・無危害・善行の倫理4原則にフォレンジック看護として付された4つの範囲について、その意味と内容を検討し、発展しつつある日本でのフォレンジック看護実践における倫理的指針の素材として検討する。

2. フォレンジック看護と倫理

1) フォレンジックという新たな看護の役割

フォレンジック看護は、法と医療との交差する問題に看護を提供することと定義される³⁾。フォレンジック看護 (Forensic Nursing) の関係領域は広く、犯罪捜査等刑事事件に関わるだけでなく、医療安全管理、労災の認定、損害賠償請求訴訟等民事裁判における専門家証人としての役割、検視等の役割にも及ぶ⁴⁾。そもそも「forensic」という用語は、「犯罪科学の」「法医学」、「法廷」を意味する。フォレンジック看護の提唱者である IAFN 初代会長である V.A.Lynch (以下、敬称略) は、法を意味する「Law」や「Legal」のナースでなく、「forensic」を用いることにしたのは、フォレンジックの意味する「報告」という役割を強調することにあつたという⁵⁾。フォレンジック看護の名称は、警察、小児保護サービス、成人保護サービス、保険会社等法的機関に法的事象の責任者を特定するため、報告が必要な場合に用いられる言葉である。日本では、加害者の健康管理・看護ケア提供となる「Forensic Psychiatry Nursing」、すなわち「司法精神看護」はすでに承認され実践されている⁶⁾。フォレンジック看護を「司法看護」ということもある⁷⁾。一方で、法に抵触する事象に遭遇したことで健康を損なった者とするフォレンジック看護においては、「法医学」知見を必須とすることから、「法看護」、「法医看護」ということもある⁸⁾。日本において、被害者看護は発展段階であり、法医学的視点を訓練する教育の必要性が提唱されているところである。「司法看護」また「法(医)看護」であるとしても、看護の新たな活動範囲を広げることとなる Forensic Nursing の意味と意義については、理解を得なければならない。そこで現在のところ、「Forensic Nursing」は日本では「フォレンジック看護」を称することとなってきた。日本でも、Forensic Nursing の教育・研究を進展させるべく学会を設立するにあたって、「フォレンジック看護」とし、「日本フォレンジック看護学会」と命名している⁹⁾。

2) 日本におけるフォレンジック看護実践

フォレンジック看護実践には、証拠採取・保存と

いう捜査当局に積極的に協力する役割として定められた研修・講習を受けた認定資格を付与された診査を行うものとして、性暴力被害者支援看護エグザミナー (Sexual Assault Nurse Examiner 略して SANE セイン)、死因調査官 (Death Investigation) 等がある¹⁰⁾。日本では、このような資格制度や実践の場が認められているわけではない。もっとも、裁判過程では、事件事故に関わった看護師は記録を提出するよう求められ、また証言者として召喚されることがある。訴訟手続では、看護師は守秘義務を根拠に証言拒否権が認められており (刑事訴訟法第 149 条、助産時の場合、民事訴訟法第 197 条 1 項 2 号)、証言の内容と程度を考慮し、証言するか否かを判断することができる。検視に関する役割では、在宅での死の看取り、大災害や重大な事故の発生時のトリアージ等がある。日本においてもフォレンジックに関わる看護実践の一部はすでに行われている。その活動をフォレンジック看護の専門的な知見と技術を活かし発展させ、活動の場を広げることも可能である。その際、フォレンジック看護実践として考慮すべき倫理的問題に留意しなければならない。

3) フォレンジック看護師の倫理的問題

看護師は、資格法、関連法規そして専門職者の準則に則って行動している。フォレンジック看護実践においても、看護師はこれらに則った倫理的判断と行動をとる。アメリカでは、フォレンジック看護の実践と業務については、IAFN と ANA (アメリカ看護協会) との共著『フォレンジック看護 実践と範囲』の中に、フォレンジック看護師の倫理に関する基準が定められている¹¹⁾。しかし、フォレンジック看護実践においては、司法・警察行政に関わる場で医療・保健関係分野ではない専門家と協働しなければならない。例えば、加害者が対象者となる場合として刑事施設では、患者である収監者の健康管理として患者の自律尊重原則は、自由 (を縛る) 刑の執行中であれば、自己決定権をどこまで尊重することができるのか、また善行原則においても、安全確保が優先され、行動を制限されている患者への接近・接触も容易にできない状況がある。収監者の中には、精神障害、精神症状また薬物依存等に苦しんでいる

者もあり、拘束され、限定された環境での治療及びケアは、本人および他者の安全確保という点で無危害原則に適うものであるが、善行といえるのか。収監中に出産を行う女性への看護ケアにおいては、産まれてくる子どもを含めどこまで擁護することができるのか。矯正施設での看護 (矯正看護) では、健康管理を担当する看護職は、ケアの提供と刑の執行との間で思い悩むことも多く、ジレンマを感じている¹²⁾。

被害を受けた (かもしれない) 者への看護もまた倫理的問題に遭遇する。緊密な関係者からの暴力・虐待を受けている (かもしれない) 対象者の多くは、沈黙また否認し、真実を語らない。フォレンジック看護実践は、犯罪被害が原因・要因となる身体・精神・社会的反応の理解を深めること、そのことが故意・過失か、疾患によるか否か、意図的な外傷か否か等、判断に結びつく正確な看護記録を残し、被害者の権利擁護となるよう検体採取の技法を正確に取得すること、それら専門的視点と技術を活かすことで適切な治療と看護ケアの実践につなげていく。フォレンジック看護実践で得られる対象者の情報は、司法の場の証拠となる。そのため自律尊重、善行、無危害そして正義全てに適うよう、対象者に健康・生命を守るための方策 (逃げる、告訴) について理解を得、本人の承諾の下、情報を的確にかつ正確に取得し、適切なものに情報提供を行うよう努めなければならない。主にフォレンジック看護実践の中心となる性暴力被害者への看護領域を例にあげる。性暴力被害を減少するには、正確な被害状況を把握し、事件の抑止、再犯防止のため加害者を特定し刑を執行することが求められる。しかし、被害状況を正確に把握することは容易でない。被害状況は、被害者による情報提供によるのだが、被害者は届け出や捜査において、担当者より被害者自身に非があったかのような扱い (強姦神話) を懸念し、警察への届け出を躊躇するので、被害はなかったこととされる¹³⁾。そのため、被害者は、誰にも打ち明けることなく、ケアを受けることなく、長期にわたって様々な健康被害を苦しんでいる¹⁴⁾。早期支援を始めるには、被害者からの「報告」として届出のあった情報を適切に取り扱わなければなら

ない。また、被害者と遭遇する場の多い救急治療部の看護師には、法医学的知見を活かした被害のアセスメント能力とともに、得られた情報の適切な情報の取り扱い、そしてそれら情報とともに被害者の擁護のために適切な人や機関に情報を提供することを説明し、被害者の擁護とケアを行う事で被害に向き合うよう支援を行わなければならない。

4) フォレンジック看護師と司法

フォレンジック看護師は、捜査・司法過程に関わることになるため、誤った判断（被害を見過ごす、冤罪を引き起こすなど）にならないよう対象者の専門的な観察能力を有するとともに、看護専門職者は対象者を公正にまた公平に擁護するよう判断し行動しなければならない。状況によっては、対象者と家族を引き離すことも検討しなければならない。このような臨床判断を下すことができるには、法的手続と倫理に関する知見が必要となるため、アメリカでは、法と倫理に関する教育を受けるよう義務づける州もある。フォレンジック看護師の臨床判断については、法廷の場で評価を受けることになる。対象者の健康被害の証言者（専門家証人・鑑定人）として、容疑者・加害者また当事者の弁護人の尋問に対し、自身の所見を述べる。また担当した患者である被害者の裁判には、精神的なサポートとして裁判中の健康管理等も引き受ける。患者やクライアントとして被害者側の証言を行うとしても、真実性を追求し公平な裁判になるよう看護師として誠実に振る舞うことが求められているのである。

3. フォレンジック看護実践における倫理原則

1) 4つの範囲

1) IAFN の倫理指針

フォレンジック看護実践において遭遇する倫理的問題に対する指針となるのが、IAFN の倫理実践の考え方である（表1）。この指針は、フォレンジック看護実践の公平性、公正性を社会に示すものとして、2008年11月、IAFN 倫理委員会によって定められ公表された。看護師は、自律、善行、無危害、

正義という倫理的枠組みによって導かれる意思決定を行い実践するが、フォレンジック看護実践においては、4つの範囲すなわち、忠実性、市民に対する義務、科学に対する義務、同僚への献身について考慮に入れるよう示されている。法律専門家集団と協働するフォレンジック看護実践においても、看護専門家としてとるべき倫理的態度や行動を検討することが示されている。

以下、これら4つの範囲についての思想的基盤として、フォレンジック看護のパイオニアであるV.A.Lynchの語りを紹介しつつ内容を具体化する¹⁵⁾。

2) 4つの範囲

(1) 対象者への忠実性

「看護師が、小児虐待や家庭内暴力を疑うことについて非難をうけた時代がありました。そのような懸念を看護管理者に報告すると、『あなたは、それには関係しないこと。あなたの仕事でない、あなたが警察に報告しないように。』と告げられていたのです。ここコロラド州では、警察へ報告することを求めています。自殺企図者は、我々が関与しなければ、成功するまで繰り返します。DV 事案では、我々が介入しなければ、被害者はたらい回しにされ救急部でなく遺体安置所に行くこととなります。虐待は、加害者が逮捕されるか、被害者が殺害するまで続きます。我々が介入することで被害者は加害者と離れることができるのです」。

フォレンジック看護実践の場で遭遇する対象者は、法的事象に関わっており、その言動と専門的知見と技術によって客観的に得られた情報との差異を的確に把握し、法的に重要だと思えるものを失うことなく収集保存しなければならない。しかし、看護師の中には、そのような役割を看護だとみなさない者もいる。フォレンジック看護の意義と看護師としての倫理的行動として、証拠採取・保存を行うことを強調しなければならない。その際、目的を誤ってはならない。捜査や司法判断を行うことなく、真実を見出し、沈黙また否認し、あるいは真実を語らない対象者に、専門的知見で得られた情報を提供することで精神的な支えとなり、対象者自身が法的事

象を明らかにする意思を持てるよう支援を行うことである。

「鍵は、身体的な証拠と患者の話と一致しているかであり、事故であるか事件であるかではない。あなたは損傷を撮影し、あなたがみるものを記録する、そして、あなたはそれを科学捜査官または法律機関に届け出ると、警察が捜査をするのです」。

フォレンジック看護実践においても、対象者の自律を尊重する。情報の取り扱いに関しては、秘密保持とともに対象者自身の意思を尊重し適切な提供先を判断しなければならない。個人情報に極めてセンシティブな情報を含むプライバシー情報である。個人情報保護原則を遵守し、情報の適切な取扱いを行わなければならない¹⁶⁾。対象者が情報を適切に提供する意思を持つことで、報告となるのである。

2) 市民に対する義務

被害者が被害を認め、法的問題が明らかになり、原因を取り除く(加害者を特定し裁きを受ける)ことは、公共安全と秩序維持に貢献することになる。

「我々は、患者が損傷を受ける、中毒になり、死亡することを止めることはできないけれども、それらを特定し、認め、報告し、書類を整え、裁判で証言し、この行いを止めさせることによって、将来的に防止することができます。損傷を認め、書類を整え、標本を集め、保管し続けることによって、人が犯罪を引き起こさないように防止することができます。」

また、フォレンジック看護師の保存した証拠となりうるものが活用されることで、冤罪を無くすことにも役立っている。

「最悪の根拠は、目撃者証言です。人々は同じ方法で物事を見ません。外傷を与えられる場合、誇張する可能性があります。また、記憶は曖昧です。犠牲者さえ、彼が犯したのかと聞かれると、

「はい。」と答えてしまいます。そうではない場合、罪のない人々を責めることとなります。従って、このような証明に、看護師はとても有用です。」

3) 科学に対する義務

「疑いなさい、状況を分析しなさい。その損傷は故意か故意でないか?『アクシデント』という用語を決して記録しないように。それは故意の損傷か、だれかがそれを起こす要因だったか、特に子どもの虐待で生じた副次的な発作として故意でない損傷であるか。それは意図的に負ったか、または、それは偶発的だったのか。それは罰か、事故か」。

フォレンジック看護実践の成果として、医療機関で証拠となりうるものを看護師が失うことなく収集し保存することにより、起訴件数が増加し、加害者の逮捕、類似事件発生を抑止となっている。的確に証拠を見出し、適切に保管するには、専門的な知見と技術が必要である。証拠の信憑性が争われる裁判において証拠となるものは、科学的根拠に基づいていることを示さなければならない。

4) 同僚への献身

同僚への教育や指導、また支援を行うことは、当然のことであろう。しかし、フォレンジック看護実践においては、看護師の共感疲労や精神的負担(二次的傷害)等が生じうる。そのことを同僚として認めることも大切なことである。

「一部の看護師は、感情的に対処できず二次的傷害を受ける可能性があります。すべての看護師がフォレンジック看護師になる必要がないことを認めることです。フォレンジック・ナーシングは専門性のある看護ですが、診査に反対する看護師は実施できないのです。すべての看護師は科学としての法看護学の基本を知らなければなりません、すべてがエグザミネーターになる必要はないのです。フォレンジック看護師や審査を行いたい看護師が選択すれば良いのです。ひどいトラウマを受けた看護師は、休業や退職する必要があります。死亡調査でもすべての看

「護師が心理学的な準備ができていないわけではありませぬ。」

フォレンジック看護は、1993年にアメリカ看護協会（ANA）が承認したことで、看護の専門領域の一つとして承認されるに至ったが、すべての看護専門職者がこのことを受け入れたわけではない。法的事象に関わりたくない、あるいは関わることで精神的な負担に苦しむ看護専門職者もいる。しかし、看護専門職者が法医学的視点を持つことによって救済できる者がいることは強調されるべきことである。

「我々が大切にしなければならないことは、健康と公平性です。我々は起訴することを進めるわけではない、また弁護士に賛成の意をしめすわけでもない、我々は我々の患者を看護することに価値があり、事件にはニュートラルなのです。裁判では、警察とともにヘルスケアを行い、また被告側弁護団の公正性を達成できるようにします」。

4. おわりに

2014年には、日本においてもフォレンジック看護学会が設立され、フォレンジック看護実践の場とその教育を広げる準備がなされている。報告者は、フォレンジック看護教育の必要性を説く者として、まずは看護として実践する意義と目的とすることを伝えていく必要性を感じている。フォレンジック看護は、これまで関わることのなかった法の領域での活動である。そこでどのような看護を実践できるのかは、これからである。すでにフォレンジック看護実践から得られた倫理的課題と指針である先人の知恵をもとに、日本においても同様のあるいは異なる倫理問題が起こるのか。フォレンジック看護の発展と実践から生じる倫理的課題の検討として、本稿を今後につないでいきたい。

倫理的な実践の考え方

はじめに

国際フォレンジック看護協会は、構成員が倫理的な看護実践において高度な基準を設定していると考えられる。この倫理の考え方は、専門家の決定となるよう、我々の組織の理想に基づく倫理の討論を活発に行うための枠組みである。フォレンジック看護師は、グローバル社会の一員である重要性を認めている。フォレンジック看護は、患者またはクライアントの特徴を尊重するやり方で法医学を取り入れた看護を提供する。フォレンジック看護師は、倫理的に情報に基づき、文化的に秀でた実践を促進するため、世界中の看護師、保健医療提供者また他の専門家と協働する。倫理的判断に直面する際に、フォレンジック看護師は意思決定において承認された基準となる枠組みを用いる。倫理的意思決定の指針となる原則は、自律、正義、恩恵、無危害原則である。フォレンジック看護師は、倫理に関する適切な人に相談し協働する。

範囲（scope）

患者および依頼人に対する忠実性（Fidelity）

フォレンジック看護師は、誠実かつ清廉に、患者および依頼人にケアを提供する。フォレンジック看護師は秘密保持を尊重し、患者および依頼人に看護の実践において決定した守秘性の範囲について助言する。

市民に対する義務

フォレンジック看護師は、公共の福祉を取り扱う職業上の責任を有する。

フォレンジック看護師は、積極的に全体的な地域の安寧と福祉に関わらなければならない。

フォレンジック看護師は、暴力行為を防止する自らの役割を認めなければならない。また、それは社会的因子（例えば暴力行為を促進する力）を理解することに及ぶ。

フォレンジック看護師は、すべての人間の尊厳と価値を認め、暴力を受け入れない世界を構築するよう努める。

科学に対する義務

フォレンジック看護師は、看護と法科学を促進するよう努め、それら知識の限界を理解し、そして真実を尊重しなければならない。

フォレンジック看護師は、研究と科学的な貢献となるよう示し、完全で、正確なおよび偏見のないよう確実なものにしなければならない。

フォレンジック看護師は、証拠を基にする知識を実践判断に取り入れなければならない。

利益相反は開示しなければならない。

科学的な不正行為、例えば作話、虚偽、中傷、名誉毀損と剽窃は、この倫理的考え方に適さない。科学的な事項に関する一般のコメントは、注意し、正確に、証拠に基づかない主張、誇張や早まった結論にならないよう行わなければならない。

同僚への献身

フォレンジック看護師は、正直に、そして、有能に業務を遂行し、義務を履行し、財産となる情報を保護する。

フォレンジック看護師は、学生の学習と専門性の育成を促進するため社会と協議できるよう信頼を得た学生の個人指導を考える。

フォレンジック看護師は、同僚を尊敬の念をもって手当しなければならず、正直に考えを話し、同僚のためになるよう信頼されなければならない。

この考え方は、2008年に倫理委員会によって修正、点検され、2008年11月に委員会の承認を得たものである。

表1. IFANによるフォレンジック看護実践の倫理的実務指針(Vision of Ethical Practice)

注

- 1) Lynch V, Evolution of Forensic Nursing Science. Forensic Nursing Education, Forensic Nursing Science 2ed. Elsevier. USA, 2010, 8.
- 2) Zug G. Standing Bear, Ethics and Ethical Decision Making in Forensic Nursing. Forensic Nursing Education, Forensic Nursing Science 2ed. Elsevier. USA, 2010,572.
- 3) IAFN & ANA, Forensic Nursing: Scope and Standards of Practice. Silver Spring Maryland USA, 2009, 11-12.
- 4) Lynch V, Concepts and Theory of Forensic Nursing Science. Forensic Nursing Education, Forensic Nursing Science 2ed. Elsevier. USA, 2010, 10.
- 5) Lynch V, Clinical forensic nursing: A new perspective in the management of crime victims from trauma to trial. Critical

- Care Nursing Clinics of North America, 7(3):、1995、489-507
- 6)川野雅資監訳、司法精神看護、真興交易株式会社、2003、21-39。日高経子、三木明子、金崎悠、諸外国における司法精神看護の役割、岡山大学医学部保健学科紀要、14、2003、103-111。宮本真巳編：実践精神科看護テキスト 17 司法精神看護、2008。
- 7)三木明子、新納美美、日下修一他、司法看護 医療現場における看護と司法との接点・司法看護研究会の歩みから、看護管理 22 (5)、2012、410-413。
- 8)佐藤喜宣、虐待対策は医療のミッション。看護学雑誌、72 (2)、2008、93-97。山田典子、山本春江、リボウ イツよし子、日本における法看護学教育カリキュラムの検討、日本ヒューマンケア科学 2(1)、2009、57-64。

-
- 9)友田尋子、山田典子、三木明子、フォレンジック看護学への期待と展望、看護教育、56 (1)、2015、48-54。2014年、日本フォレンジック看護学会の設立、看護学の主要な学会では「フォレンジック看護」を用いている。
- 10)柳井圭子、児玉裕美、恒松佳代子、暴力に対する看護の新たな役割—暴力被害者への看護の再考。産業医科大学雑誌、34(4)、2012、339-351。
- 11)前掲(1),41-42.
- 12) Olsen,D, Ethical Consideration in Forensic Nursing., Forensic Nursing,2006, 139-169.
- 13)佐々木静子、被害者支援体制をいかに創るか-連携を含めて、被害者学研究、21、2011、101-111,
- 14) Burgess, A. W., and Holmstrom, L. L., Rape trauma syndrome, Am. J. Psychiatry 131(9), 1974, 981-986. 性暴力被害者のトラウマ問題について調査研究を行い、被害後早期に適切な支援が必要であると提言したアン・バージェス博士もフォレンジック看護パイオニアの一人である。
- 15)筆者は、2013年に日本におけるフォレンジック看護発展への示唆を得るためインタビュー調査(2013年8月30、コロラド州スプリングスティーン自宅にて)を行った。本文引用は、その一部である。柳井圭子、児玉裕美、力武由美、Herrera Lourdes、伊藤てる子、法看護師の実践活動を支える法制度設計に関する研究(文部科学省科学研究費補助金(B)研究成果報告書(24390486))、2015、日本赤十字九州国際看護日本赤十字九州国際看護大学 学術情報リポジトリ
https://jrckicn.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=415&item_no=1&page_id=13&block_id=17
- 16) Susan Chasson, Legal and Ethical Issues in Forensic Nursing Roles. Forensic Nursing Education, Forensic Nursing Science 2ed. Elsevier. USA , 2010, 537-543.